

桜川市立学校ラーケーション実施要項

1 目 的

「ラーケーション」とは、児童生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動等を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保するために設定する日であり、校外での体験的・探求的な活動を通して学ぶことで、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力を身につけることを目的として実施する。

2 内 容

保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設ける（忌引き等と同様の扱いとする）。

3 取得可能日・日数等

年度内5日以内（毎年4月1日～翌3月31日の間）とする。ただし、学校が設定する「ラーケーションを設定できない日」は除く。

4 対 象 者

桜川市立小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童生徒

5 実施時期

令和6年5月から

6 申請方法

保護者が、原則1週間前までに「ラーケーションカード」（別紙1）に必要事項を記入し学校に提出する。「ラーケーションカード」は市のホームページからダウンロードするか、または事前に担任に申し出て配付を受ける。

7 計画書及び報告書

児童生徒は、保護者等と一緒に体験活動の計画書及び報告書を作成する。ただし、計画書及び報告書は保護者等と共に体験活動の企画や振り返り等を行うためのものであり、学校への提出は原則不要とする。

8 その他

- (1) 学校は、定期テストや学校行事など、学校の実情に応じて「ラーケーションを設定できない日」を事前に設定し、保護者及び児童生徒に周知する。
- (2) 学校は、ラーケーションカードが提出された後、児童生徒の安全管理のため保護者へ電話等により申請内容の確認をする。
- (3) 学校は、出席簿、指導要録及び調査書における取扱いは、「出席停止・忌引等」とする。
- (4) 学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。